

人材紹介の手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担額
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、 求人者に求職者を紹介するサービス (職業紹介サービス)	【成功報酬】 (1)期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定者や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%</u> 手数料負担者は <u>求人者</u> とします (2)期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合には1年分)に支払われる賃金 (内定者や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%</u> 手数料負担者は <u>求人者</u> とします (3)1 ヶ月の所定労働時間や日数に定めのない場合 当該求職者の就職後、想定される労働時間や日数に 応じた 3 ヶ月間に支払われる賃金の <u>30%</u> 手数料負担者は <u>求人者</u> とします ※手数料には消費税は含まれておりません。

返 戻 金 制 度 に つ い て

当社の紹介により就職した者が 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用規約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1)入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2)入社後 1 ヶ月超2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (3)入社後 1 ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 30%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

事業所の名称及び住所
大阪府大阪市中央区淡路町 1-6-9 7 階
株式会社イヴレス